

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 22 回 税務

グローバルミニマム課税(第 2 の柱)に対応した ドイツ国内税法のアップデート

2023 年 10 月

はじめに

ドイツ連邦財務省は、2023 年 3 月 20 日にグローバルミニマム課税（第 2 の柱）に対応した国内法に関する討議文書¹を発表した後、フォローアップを実施し、2023 年 7 月 10 日に「多国籍企業グループおよび国内の大規模グループに対するグローバルな最低課税水準の確保に関する指令の実施およびさらなる関連措置の実施法（最低課税指令実施法 - MinBestRL-UmsG）」の法案を発表しました。

2023 年 7 月 7 日付の本法案には、第 2 の柱で言及された項目の実施だけでなく、ドイツ所得税法（EStG）、外国税法（AStG）、及び営業税法（GewStG）の改正も含まれているほか、タックスヘイブン対策税制（CFC 税制）²におけるトリガー税率の引き下げも見込まれています。

本稿では、本法案の概要についてお伝えします。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（英語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ ライセンス移転に係る費用の損金算入制限の廃止
- ・ CFC トリガー税率の引き下げ
- ・ CFC 加算所得に対する営業税課税の廃止
- ・ 各種届出書の電子的方法による提出
- ・ おわりに

ライセンス移転に係る費用の損金算入制限の廃止

低課税国に所在する関連当事者に対する、知的財産等のライセンスの譲渡や貸与に係る費用の損金算入制限は、2024 年以降、廃止される見込みです。

この規制は、BEPS 行動計画 5「有害税制への対抗」を背景として導入されたものです。現行税法上、関連当事者へのライセンスの譲渡や貸与に係る費用は、対応する所得に対する課税がなされないか、又は、低税率で課税される場合、損金算入が制限されます。

¹ グローバルミニマム課税及び当該討議文書の詳細については[第 15 回](#)ニュースレター参照。

² CFC 税制については[第 5 回](#)ニュースレター参照。

連邦財務省の見解では、グローバルミニマム課税や租税回避防止指令（ATAD）、タックスヘイブン対策法はすべて、ライセンス料の支払にも適用されるため、同条の廃止は 2024 年度以降において正当化されるとしています。

CFCトリガー税率の引き下げ

法案によると、外国税法で規定されている CFC 税制における低税率のしきい値が、現行の 25% から 15% に引き下げられる予定です。これは、グローバルミニマム課税における最低税率（15%）を念頭においたものです。現行の低税率のしきい値は、ドイツ企業にとって不利な状況を生じさせ得るため、しきい値の引き下げは以前から企業や専門家が要望しており、ATAD 導入法の立法過程ですでに発表されていました。

CFC 加算所得に対する営業税課税の廃止

グローバルミニマム課税の導入に伴い、2024 課税年度より CFC 税制による追加の営業税納付義務は廃止される予定です。すなわち今後は、CFC 税制の適用対象となり、外国子会社の所得の一定割合がドイツ法人の課税所得に加算される場合でも、営業税には影響しないことになります。

これまで、CFC 課税における営業税の納付義務は、特に外国税額との相殺ができないことで批判を集めてきました。加えて、グローバルミニマル課税の最低税率は法人所得税の税率（15%）によりすでに達成されており、追加の営業税負担は不要と考えられるため、今回の法案に至りました。

各種届出書の電子的方法による提出

キャピタルゲイン課税額の分割納付の場合の外国税法に基づく届出書³、CFC 課税の適用に関する届出書⁴等は、将来的に電子データで送信できるようになる予定です。

³ 所得税法、法人税法および組織再編税法の規定に従い、株式を時価で売却した場合、一定の株式譲渡益については担保を提供することで所得税の分割払いが可能となるが、定められた期限内に納税されない等の一定の事象が生じた場合、納税者又はその法定相続人は税務当局へ通知を行う義務がある。

⁴ CFC 税制の適用に該当する事象が生じた場合、外国法人に直接または間接に関与する納税者は、正式に規定された書式を使用して申告書を提出しなければならない。

おわりに

上記は、第2の柱の影響を受ける企業（売上高7億5,000万超のグループ）だけでなく、すべての企業に影響します。ただし、この法案は現時点ではドラフトに過ぎず、成立のためには連邦議会と連邦参議院の承認が必要であることに留意する必要があります。

しかし、本法案による改正はグローバルミニマム課税とドイツ国内法を整合させる、ポジティブなものと考えられます。私たちは、立法プロセスの進捗状況について、引き続きお知らせします。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けております。監査・保証業務、移転価格、グローバルタックスマネジメントを含む税制サポート、内部統制、事業戦略コンサルティングなど、貴社のドイツへの進出の程度や事業規模に応じたサービスのご提供が可能です。

ドイツでのビジネスサポートをお探しの日系企業様がありましたら、是非グラントソントン・ドイツ ジャパンデスクにご相談ください。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。